

福岡高裁総第1030号

令和5年12月15日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中 里 智 美

調停運営協議会の開催結果について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議会を下記のとおり開催しました。

記

- 1 期 日 11月6日(月)午後1時30分
- 2 場 所 福岡高等裁判所(1201号会議室)
- 3 協議結果要旨 別紙のとおり

機密性 2

(別紙)

期 日 令和5年11月6日(月)

場 所 福岡高等裁判所1201号会議室

調停運営協議会協議結果要旨

主催 福岡高等裁判所

第 1 民事及び家事共通問題

【協議問題】

- 1 利用者のニーズ等を踏まえたメリハリのある調停運営を実現するための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について
- 2 秘匿情報の管理を適切に行うための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について

【協議結果】

(各庁意見等 (民事))

1 協議問題 1 について

- ・ 運営はスムーズにしているが、調停委員会を更に充実させるには、事件における事案の問題点把握のために、忌憚なく話をする機会を増やしたいと思うが、なかなか相調停委員との時間の調整も難しいので、メモで意見交換する有効性を感じている。評議で裁判官と話したことについて、自分のメモを取っているが、共有するためのメモを充実し、活用する必要があると考えている。

今年 5 月に模擬調停の研修を実施し、模擬調停の様子をビデオ撮影した。

このビデオを新任調停委員研修用に活用しようと思っている。(■■■■地裁)

- ・ 第 1 回目の期日では、原則として、調停委員会及び書記官で事前評議を行うこととし、請求が認められるために必要な要件は何か、事案解明に何が必要か、必要な証拠は何かを検討している。また、裁判官は当事者双方に対し、調停手続や進行及び調停委員会が公平な立場であることを説明している。それから期日間充実の取組として、争点が多岐にわたる場合は、中間評議を行い、当事者双方に対し、次回期日までの指示として、主張書面の提出や証拠等の整理を行わせることとしている。原則として、次回期日の 1 週間から 10 日前に提出してもらっている。期日終了後は、調停委員が当事者から聴取した事実や争点等を裁判官や書記官に説明し、次回期日までに調停委員会として検討する事項を

整理しているのが現状である。私は貸金事件の担当がほとんどであるが、書面の提出期限はほとんど守られている。(■■■■地裁)

- ・ 最近の事件は専門性が高いことから、事案の把握や当事者の主張の検討のために、事前の記録の精査や事前評議が重要になる。また、調停事件の運営について、専門家調停委員に伺ったところ、争点を明確にするために、当事者に対して主張を書面にして提出するよう求めているとのことであった。申立ての段階では調停成立は困難と思われる場合であっても、当事者が書面のやり取りを続ける中で事案の内容が明らかになり、当事者の事案に対する理解も進んで調停成立の可能性が生じることもある。したがって、調停成立困難と思われる事案であっても早期に不成立とせず、当事者に寄り添うことが重要であると思っている。専門用語を口頭で言われると、用語が非常に難しいので、理解しにくいことも書面でやり取りすることで理解が深まり、解決するということがある。(■■■■地裁)
- ・ 事案に応じて、調停委員会全員で事前評議・中間評議・事後評議をした上で、当事者に続行期日に提供すべき情報を具体的に記載した宿題と聴取した内容をまとめた経過表を作成し、当事者の合意に達するようにスタンバイするようにしている。続行期日において、当事者の言い分が平行線である場合、まず法的に判断した上で調停委員会の案を提示して、感情的な問題は整理した上で、できるだけ早く調停が成立するように努力している。争点が多い事案で、1回1回の期日で宿題を1つ1つ整理した経過表を作成し、1年ほど掛かったが、調停が成立した事案があった。(■■■■地裁)
- ・ ■■■■の発言でもあったが、3人の調停委員の専門的な知見についての意思統一、オーソライズしているかをどのようにされているかをお伺いしたい。それぞれが別の専門性を持っているので、調停委員会の意思統一が非常に難しいと感じている。(■■■■地裁)
- ・ 先ほどの事案は、医療調停で、自分自身が関与したわけではないが、事前

評議で、医療に関する部分はドクターが発言されたのではないと思われる。

(■■■■地裁)

- ・ 調停委員が、専門性がそれぞれ違う分野の方が2人指名された場合、大方の場合はそこで違った意見になることは少ないのではないと思われる。■■■■の発言にあったように、医療に関しては医師の調停委員から、責任論とか損害論に関しては弁護士調停委員と、■■■■では、分野分けして委員が指定されていてうまく回っている。(■■■■地裁)
- ・ 平成29年に「民事調停事件の処理要領」を策定したが、その中で、事件類型ごとに必要となる証拠書類の一覧を作成し、裁判所と調停委員で共有している。この一覧は、A3で3枚、20個くらいの事件類型が掲載されている。民事調停の経験が浅いが、これにより、事件類型に沿った書類の確認が容易となる上、未提出の場合、早期に当事者に提出を促すことができる。ひいては、早期に事実認定ができ、メリハリのある調停運営に寄与しているのではないかと考える。(■■■■地裁)
- ・ 退任された裁判所OBの調停委員が「新任調停委員のために」という冊子を作成された。調停委員になったばかりのころに、調停期日にどういうことをすればいいか、詳しく書かれていて、この冊子に助けられた。

コロナ禍前は月1回、年間12回研修をやっていた。出席率もよかった。しかし、コロナで自粛するようになり、また、事件数も平成25年からすると47.1パーセントと減少している。現在では、研修を年6回やっている。当事者と交渉をしないといけないので、経験を積むことが必要である。

調停の事件数を増やすことを考えていけないといけないと思う。実は、「かいけつサポート」という法務省のチラシが市役所に置いてあった。中身を見たら、近隣のトラブルや敷金返還のトラブルを調停で解決したという記載があった。裁判所にも調停のパンフレットが置いてあるが、裁判所に置いてあっても、本当に調停を必要とする方の目に触れない。裁判所以外に裁判

所のパンフレットを置けば、もっと調停事件も増えるのではないかと思う。
弁護士に頼まずに自分でできるし、費用も安いので、もっと広めてほしい

(■■■■地裁)

- ・ 調停委員と裁判所との間で継続的に年1回、連絡会を開いている。その際に、調停委員から意見を申し述べる機会があり、裁判所から指導いただいている。主任書記官からの調停の実務的な研修の機会も設けている。そういう機会を通じて、今後も裁判所との間で忌憚のない意見交換の機会を続けていきたい。(■■■■地裁)
- ・ 手続と実態は分けるべきではないかと考えている。私は、仕事が不動産鑑定士と税理士をしていて、生の実態を触る仕事で、司法手続については素人である。専門家がいらっしゃれば、分業ということで、その方の意見について、意見が割れるということはないのではないかと■■■■のご発言があった。実態を考える上で重要なことは、分業をどうするかということ突き詰めることだと思う。調停委員間の意思統一、協力、打合せとかに、あまりにも時間が掛かる。ところが分業であれば、専門的な部分を担うことができるので、専門的な部分について監督ができるということになれば、かなり迅速になると思う。実際に、調停を進めていく中で、調停は、基本はお話を聞くということはもちろんだが、あまりにも丁重にしていると、お話を聞くことと専門的なことでかじ取りするということがぶつかっていると感じている。迅速性を鑑みると、その辺を考える時期に来ていると考えている。(■■■■地裁)
- ・ 研修の中で我々だけでもやっていたが、年3回裁判官と書記官にも入っていただいて、いろいろな事例を紹介いただいて、レベルアップを図っていただいている。(■■■■地裁)

2 協議問題 2 について

- ・ 対面でやっても秘匿情報の難しいやり取りなので、ウェブ調停のマニュアル

を作っていきながら、慎重にやっていかないといけない時代に差し掛かっているのではないか。それをやることこそ、今後の調停制度の大きな課題だと考える。(■■■■地裁)

- ・ 先ほど話がありましたように、民事は、家事に比べると秘匿情報が問題になる場面は少ないと思う。民事の場合は、申立ての段階で、書記官に情報が入る可能性が非常に高い。申立書作成にあたっては裁判所に来られる方もかなり多い。大事なのは書記官との連携だと思う。書記官から情報を入れてもらって、秘匿情報を気にする必要がある事案かどうかを考える。逆に、我々が調停の席上で聞いたら、その場で話を止めて、書記官に話を受け渡すというぐらいの気持ちでいいのではないかな。アンテナだけを張っておく必要があるということも思っている。レアケースなだけに、気が緩んで間違える可能性があるという点は反面思う。そういった事例が仮にあったら、裁判所のほうで、事案を抽象化してもらって、我々に厳重に注意喚起を是非してもらいたい。家事の場合は、秘匿でどの裁判所でも苦い経験があると思う。非常に厳格に調停委員は当事者に尋ねたり、手立てを尽くしているが、民事の場合は、秘匿情報がある事案が少ないので、仮にあるのだったら、裁判所から注意喚起をお願いしたい。

(■■■■地裁)

- ・ ■■■■だけでなく、九州、もしくは全国で個人情報のトラブル、ヒヤリハットの事例はあると思う。そういう事例の情報が調停委員に行き渡っていないと思う。ヒヤリハット的な情報を裁判所から、是非、調停委員に出してもらいたい。(■■■■地裁)
- ・ 秘匿情報のある事件は今のところない。家事のほうでは右上には赤い罫線が入っているのは秘匿情報があるというルールがある。それが入っている記録は一目見ただけで分かるシステムで分かりやすいと思っている。(■■■■地裁)
- ・ 調停が終わった後の当事者の帰し方で、秘密は保持されたままで進めるが、接触したい方を先に帰して、庁舎内で待ち伏せがあった。調停室外でトラブル

があったので、退室の仕方を書記官と連携して、接触のない帰り方を検討したことがある。(■■■■地裁)

- ・ 秘匿事件が1件あった。申請をした記録を二つに分けて、住所等を書いてあるものは書記官室に置いて、書いてないものだけを調停に持っていくということで気を付けた。裁判官と調停委員と情報共有して、病院とか地区が分かるような固有名詞を使うのを注意してほしいと言われた。この取扱いについては、書面化されている。(■■■■地裁)

3 裁判官のコメント

(協議問題1の関係について)

民事調停というのは、対象となる紛争とか、その解決方法において訴訟以上に多様だが、審理の在り方についても、柔軟で多様な運営ができる制度だと考える。そして、紛争解決にどのように民事調停制度を利用しようとしているのか、またどのような調停運営を望んでいるのかということについても、当事者において区々だと思われる。例えば、複雑で、専門的な知見を要する事件において、調停手続の中で、客観的な証拠や資料に基づいて争点を整理し、専門家調停委員の意見を踏まえて、紛争解決の着地点を時間をかけながら見出していくべきものもあれば、比較的少額の金銭給付を求める事案において、逆に早期に解決するために法律的な結論はさておき、多少の出捐も厭わないという場合もあるかと思う。また、調停委員会による事実調査、当事者双方の意見聴取を経た上、比較的早期に調停委員会の解決案の提示を受けて、紛争解決を図りたいというケースも考えられる。したがって、事案の内容にもよるが、いずれにしても、なるべく早い段階で手続運営に関する当事者の意向を把握した上で、調停をどのように進めていくのか調停委員会で評議し、共通認識の下で進行させることが重要で、先ほどの前者のようなケースであれば、期日指定とか、期日間準備のあり方、必要な専門的知見の獲得を含め、調停委員会における評議で検討し、当事者と共通認識を図っておくべきだろうと思う。また、検討の際

には是非、民事調停法17条決定の活用も含めて検討しておくことが望ましいと考える。

(協議問題2について)

相手方当事者に交付されるものについては、当事者のほうもそれなりに注意するというのが通常かと思うが、記録になっている場合は、相手方当事者の閲覧膳写の対象になり得るという認識が欠ける場合がまま見られる。この点の注意が必要である。先ほどの協議の発言でも出ていたが、そういったことが問題になった場合には、直ちに調停主任や書記官に連絡相談することが重要である。

(協議問題1について)

冒頭、議長からメリハリのある調停運営を行うことで、合理的な審理期間で、当事者にとって納得の高い紛争解決を提供することの重要性の話があった。そのためには、本日の皆様からご指摘のあった事前・中間・事後の評議の重要性は申し上げるまでもないところである。問題は、その評議の内容だが、当日の調停運営において、何を確認するか、争点が何かを把握するかといったことはもちろん、1回1回の調停期日の目的を明確にしていくことが必要ではないかと思う。これは事情聴取の期日なのか、説得のための期日なのか、評議等を通じて、調停委員同士で期日の目的を明確にすることが大事だと思うし、果たして、この調停事件はどのくらいの期間で目途をつけるか、期間をある程度意識することが大事ではないかと今日の協議を聞いて思ったところである。

(専門性の高い事件について)

専門性の高い調停事件運営についてどうあるべきかとの議論があった。その中で■■■■地裁から2点ばかりご指摘をいただいたかと思う。1点は、専門家調停委員同士で知見が異なる場合に、どうオーソライズしていくかという視点、この点はある程度方向性は出たと思うが、もう1点として、傾聴と専門性の発揮という難しい問題だが、どう両立していくかという2つの話があった。前者については、発揮する分野が異なる調停委員を選任している場合は、協議では

分業という言葉が使われたが、それぞれの役割分担に応じて対応すれば足りるかと思うが、必ずしも、そうでない場合もあり得る。私は、建築調停に関わっているが、一級建築士の方を2名選任する場合があるが、例えば、設計と施工で分けている場合でも、建築という分野では共通なので、建築一般の知見等について意見が食い違う場合はあり得る。こういう場合の対応は、調停委員同士で議論いただいて、書類の読み方を誤解している場合も中にはあるが、それでも、なお知見が異なる場合に、そのままでは非常にまずいことだろうと思うので、そういった場合には、裁判官を評議で巻き込んだ上で、それぞれどう考えるかを書面でも口頭でも構わないので、ご説明いただいて、裁判官を含めて調停委員会として、どう対応していくかを十分議論していくことが一つ大事になってくるのではないかと感じている。それから、傾聴と専門性の発揮という問題に関しては、私が思うには、専門性を発揮するための必要な情報収集するには傾聴の部分かなと思う。仮に一方の先生が、専門性が十分でないとしても、もう一方の専門家調停委員から、ある程度レクチャー受けることによって、問題のポイントが共有できれば、一方が必要な事情聴取をする。それを踏まえて他方が意見を述べるという形の役割分担をすることは、ある程度できると思う。今日の協議を聞いて、そのように感じた次第である。

(各庁意見等 (家事))

1 協議問題1について

- ・ 調停の目安時間を視覚化したプレートを調停室内に設置し、冒頭説明時にこれを利用しながら進行見込みについて説明するとともに、調停中も明示しておくことで当事者の注意喚起を行うことを検討中であり、裁判所でプレートを準備中である。当事者の感情整理が難しい事件は時間の管理も難しいが、20分ずつ交代で話を聴くこともプレートに明記している。(■■■■家裁)
- ・ 事件類型別に「セルフ説明書」という書面を作成し、活用しており、当事

者に交付し、待ち時間に読んでもらうことで、初回期日の冒頭説明の時間を削減・効率化し、スムーズに手続きに入ることができる。セルフ説明書の内容としては、調停手続は非公開である等の手続説明や、婚費事案等における必要な資料の説明、面会交流事件においては調査官が関与すること等を説明する内容である。(■家裁)

- ・ 調停室内で次回期日の調整を行う際に、従前は、書記官室に備え付けられた紙の期日簿を利用していたが、これを共有フォルダ内で共有されたデータを利用するよう取扱いを変更し、調停室の空き状況や期日の指定状況を一元的に一覧できるよう見える化した。これを利用して書記官室とやりとりしながら期日調整を行うことにより、期日間隔の短縮化に繋がっている。

また、次回期日の指定については、原則として3週間先を目途に指定する取組みを始めている。

さらに、調停委員への新件依頼については、従前電話でなされていたが、電子メールを利用する方法に変更された結果、スムーズに連絡が取れ、迅速な期日指定に繋がっていると聞いている。

こうした職種間連携や調停に代わる審判の積極的活用の効果等もあるかと思うが、10月末の未済事件数が昨年度より15パーセント減少しているので、取組みによる一定の効果が出ていると感じている。(■家裁)

- ・ メリハリのある調停運営に関連して①当事者の主張・争点の明確化、②進行計画を立て、当事者と認識共有、③各回ごとに目標を立て到達経過を確認するといった工夫を実践しているほか、全件事前評議をやることにより散漫な事件進行にならないように取り組んでいる。(■家裁)

<議長コメント>

調停においては、国民のニーズとして迅速な解決が求められている。その期待に応えていくため、各庁の実情に応じて調停室の活用の仕方をはじめ、様々

な工夫について参考となる話を聞くことができた。こうした取組のほか、調停委員のスキルアップの取組みについて実情をお伺いしたい。

- ・ 調停委員のスキルアップのための取組として、裁判所主催の研修に加えて「調停協会主催の研修会」や「調停委員有志で行う自主研究会」を各年間5回程度実施し、毎回多くの調停委員が参加し、好評を得ている。また、弁護士会と共同研修会で、面会交流とウェブについて意見交換を行った。(■■■■家裁)
- ・ 面会交流に応用できるかはわからないが、家事調停では当人同士の感情を大切にしていけないといけませんが、実体がわからないから感情的になっていることもあるので、うまく誘導して争点を気付かせてあげることも必要だと感じている。(■■■■家裁)
- ・ 裁判所との円滑な連携を図るため、年5回調停充実委員会を実施している。調停協会側の出席者は、会長、副会長、研修委員である。また、年7回自主研究会を実施している。また、期日指定にあたっては次々回期日まで指定するよう取り組んでおり、特にシフト制で仕事をしている当事者に効果的である。(■■■■家裁)

<議長コメント>

各庁において、評議の充実、期日間準備の充実、関係職種間の認識共有など様々な取組が実践されていることを共有することができた。本日の議論を参考に、引き続き、各庁の取組について裁判所と連携しながら進めていただきたい。

2 協議問題2について

- ・ 期日の中で書面が提出された場合には、「書面提出前のチェックシート」を活用している。これは、チェック項目が5項目あり、これを活用することで、漏れのない正確な説明及び確認をすることができる。また、秘匿情報について

は、経過メモも利用して情報を共有している。(■■■家裁)

- ・ 秘匿情報の管理については、裁判所主催の研修会で講義の1コマに含まれており、その趣旨については調停委員各自が理解・把握している。特に対立が想定されるケースでは、相調停委員と記録に秘匿事項がないか、評議の際の確認事項として臨むようにしている。また、離婚事件で、DVが想定される事案、母子支援施設に入所している事案等では、面会交流の進め方に配慮を要するため、秘匿情報の管理につき関係職種間で情報共有して調停に臨んでいる。(■■■家裁)
- ・ 非開示希望情報の運用や秘匿制度については、■■■家裁発行の「家事調停だより」(調停委員へ配布)により周知されている。同書面は、「書記官に引き継ぐ際に、専用の赤色クリアファイルに入れて引き継ぐ」といった実務上の取扱いが分かりやすく記載されているものである。秘匿情報の取扱いについては、当事者の責任ではあるものの、相調停委員とのチェックやバランスが必要であると感じている。(■■■家裁)

<議長コメント>

各庁において、関係職種と連携しながら御尽力いただいていることが分かった。秘匿情報の管理については、法の趣旨から、非開示希望の申出を含めて当事者の責任であることを基本に対応すべきとはいえ、調停制度の信頼性を高めるためには、一層の組織的な連携が必要であるため、引き続き裁判所と連携していただくようお願いしたい。

第2 家事関係問題

【協議問題】

調停手続におけるウェブ会議の効果的な活用について

【協議結果】

(各庁意見等)

- ・ ■■■■家裁本庁は令和6年2月から、支部・出張所は令和6年5月から運用が開始される予定である。導入に向けた準備状況としては、本庁のPTを中心に、①事務処理要領の策定、②職員による機器などの操作習熟に取り組んでいるところである。実施に際し、未導入庁の調停委員としては、①アプリケーションや機器の操作に対する不安や、②非公開性やなりすましの確認をどのように行うのか、③対面や電話会議と比較して当事者とのコミュニケーションにどのような違いがあるのかが気になるところである。（■■■■家裁）
- ・ ■■■■家裁本庁では、令和3年12月から、調停手続におけるウェブ会議の利用が開始され、本年8月末までの利用実績は、1000件を超えており、令和5年度の月平均の実施件数は60件を超える等、利用実績は非常に高いものとなっている。本人事案での活用では、原則として第1回期日での利用は控えており、当事者の特性等をみて、非公開性の確保等、ウェブ調停を実施するにあたって支障をきたすことがないことを見極めて実施しているが、今後の利用促進、当事者の利便性の観点からは、本人事案の第1回期日であっても活用を図ることが望ましい事案もあり、今後の検討課題となっている。

また、本年11月からウェブ調停用の機材が増設されるが、今後の課題としては、画面共有機能をどのように効果的に活用するか検討する必要があるところ、現在は手続説明に止まっており、今後は、調停条項案の認識共有、調整等にも活用することを視野に入れて、ウェブ機器の機能・操作に習熟していきたい。（■■■■家裁）
- ・ ウェブ会議の利用は、以前は月20件程度だったが、本年9月は33件、10月は50件と急激に伸びてきている。その理由として、従前は、ウェブ会議を希望する際は、代理人からウェブ会議の上申書を提出してもらっていたが、期日調整表にチェックを入れてもらえば足りる取扱いに変更したことが挙げられる。本人事案だと不安はあるものの、現時点では特に問題はないと感じている。調停委員に対しては、「ウェブカルテ」というアンケートが実施され、こ

れを踏まえた運用の工夫等が検討されていると聞いている。

また、ウェブ調停は、対面ではなくリモートであり、同席による当事者の負担が少ないため、期日指定時・次回の宿題の確認時等における同席等にも活用するなど、手続の透明化に資するのではないかと感じている。さらに、短時間の調停や当事者ごとにそれぞれ別日の調停の実施など、より柔軟な期日指定にも役立つのではないかと感じている。（ 家裁）

<議長コメント>

ウェブ調停については、導入当初は電話会議をテレビ会議に置き換えただけといった感覚もあったかも知れないが、現在は、対面と並ぶ重要な方法として研究していくステージにある。今後も留意すべき点には留意しながら、国民のニーズを踏まえ積極的な活用を図っていくことが求められており、今後導入が予定されている庁においては、本日の議論も参考に、裁判所と連携して導入準備を進めていただくようお願いしたい。

<裁判官コメント>

各庁において、調停運営の充実に向けて様々な取組を実施していただきありがたい。紹介いただいたものは、標準的な事件・当事者には活用できると思うが、そうでない場合には、それに拘る必要はないと考えている。ウェブ調停は便利で役に立つものであり、当事者のニーズも高いので、活用できる場面では積極的に活用していく必要がある。今後導入を控えた庁については、導入庁がサポートし、円滑な導入準備を進めていくことが重要と考えている。

<参列者等コメント>

どのような時に調査官が関わるができるかの共通認識を持ち、調査官との職種間連携を図るため、必要な時に調査官が関与できるようなシステム作り

が必要である。

ウェブ調停では、オンラインコミュニケーションの特性を踏まえたやりとりを意識していただきたい。ウェブ調停では、場の空気感が伝わりにくいことを念頭に、ボディランゲージを大きめに、話す場合はゆっくりといったコツを実践し、画面の向こう側にどのようにうつるのかを見ることも大事である。こうしたソフト面の議論も活発にしていきたい。

<参列者等コメント>

各庁で協議会に参加しているが、メリハリのある調停運営を行うための方策については、各庁の実情がそれぞれ異なっているため、話題になる議題も異なっており、標準化は難しいと感じている。

ウェブ調停については、他庁でのウェブ調停の活用状況が参考になる。■
家裁では初回からウェブ調停を実施するケースは約20パーセントであり、そのうち、本人事案は約5、6パーセントであり、大多数は2回目以降からと聞いた。本人確認については、1回目に対面を実施していれば問題はないが、初回からウェブ調停の場合は、写真付きの身分証明書や本人しか知りえない質問をするなど本人確認の方法を工夫していると聞いている。